



放送を巡る規制改革について

令和2年1月21日
総務省
情報流通行政局

**規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)
を受けた検討状況について
(No.18e・19 a,c・24・25c,d)**

「放送を巡る諸課題に関する検討会」(座長:多賀谷 一照 千葉大学名誉教授)の下に設置された「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」(分科会長:伊東 晋 東京理科大学理工学部嘱託教授)において、「V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を平成31年4月に公表した。

また、同分科会において、「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)」を令和元年12月に公表した。今後、意見募集の結果を踏まえ、令和2年1月中に当該基本方針を確定させる予定。

【分科会の取りまとめ・基本方針(案)の概要】

【放送大学の地上放送跡地関係】

地デジ跡地については、次世代の放送規格の早期策定に向けて、当面の間、引き続き、技術的な実験・実証フィールドとして活用することを優先することが適当。また、実験・実証の空き時間における周波数の更なる有効利用の観点から、他の地上放送に影響を及ぼさないよう、社会的な実験・実証の可能性を検討することも考慮。

FM跡地については、引き続き、アナログ方式のFMラジオ放送で活用することが適当。

【V-High帯域関係】

「放送サービスの高度化」、「IoT」、「通信サービスの高度化」のいずれかもしくは複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能とする。

V-High帯域を特定実験試験局用周波数に指定するとともに、「周波数割当計画」の変更等を実施し、V-High帯域での放送サービスの高度化、IoT、通信サービスの高度化、の実用化実験を促進。

全国での使用が可能な有限希少な帯域であることを踏まえ、高度情報通信ネットワークの全国的な整備など、広範囲に電波を使用するシステムの構築を促進することが望ましい。

- 通信・放送を区別することなく、一の事業者が、その知見やノウハウを活用して広範囲に電波を使用するシステムを導入する場合に、周波数の経済的価値を踏まえた割当制度を適用することが可能となるよう、予め関連制度の整備を進めておくことが適当。

特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局を追加する電波法の改正法案を通常国会に提出予定。

V-High帯域の利用に関する提案募集の結果

【第一次提案募集の結果(8件):H29.11.22-H30.2.6実施】

提案者名	区分	提案概要
IPDCフォーラム	放送	放送電波を用いて、IoT機器を対象に、IPデータを一齐同報配信するシステム。自治体等によって地域向けの情報配信を目的として使用されることを期待。
デジタルコミュニティ放送協議会	放送	自治体等を運営主体とするデジタル放送による地域情報の簡易動画サービス・音声サービスやIoT機器を対象としたデータ配信を想定。
東京ワンセグ放送(株)	放送	リアルタイム型放送やダウンロード(蓄積)型放送、デジタルサイネージ等のコンテンツ配信サービスを実施するほか、IPデータの一齐同報配信を利用した物流効率化事業を想定。
個人	放送	本周波数を利用したマルチメディア放送は終了したものの、コンテンツ等を見直すことで、再度事業になるのではないかとの意見。
(株)NTTドコモ、エリクソン・ジャパン(株)、全日本空輸(株)、パナソニック(株)	通信	VHF帯の移動通信システムにより、公共及び民間(自営)の無線システムの利用者が、防災用途や、陸海空での高速データ通信などに利用することを想定。
(株)シーエスファーム	通信	光ファイバーを敷設することが困難な地域に無線回線を提供し、データ通信、IP電話、防災無線等での利用を見込むもの。
(株)日立国際電気	通信	公共・公益分野の利用者に対し、映像や災害情報等を伝送可能とする共同利用型のM2M/IoT無線プラットフォームを提供。
(株)富士通ゼネラル	通信	これまで国や自治体を対象としていた公共ブロードバンド移動通信システムを高度化し、一般利用や平時においても利用可能なシステムを提供するもの。

【第二次提案募集の結果(8件):H30.11.29-H31.1.31実施】

提案者名	区分	提案概要
(一社)電子情報技術産業協会	放送	新たな地上放送の実験等を目的とした放送用暫定使用帯域としての利用を提案。また、残存する従前の旧アナログテレビ放送の受信設備等により、テレビ放送の混信障害等が発生しないよう、実態調査が必要と指摘。
(株)ピクセラ	放送	地上8K放送の実証実験に活用することを提案。東京オリンピックにおいてVHF帯域による8K放送のパブリックビューイングの実施を目指す。
シャープ(株)	放送	新たな放送技術(4K・8K)を活用したシステムへの移行に活用することを提案。当面はUHF帯域で現行の地上デジタル放送を継続しつつ、V-High帯域で新たな技術方式による放送を行い、将来的に新しい放送方式の導入が容易なシステムへの移行を図る。
ソニーセミコンダクタソリューションズ(株)	放送	放送波を活用して、多数のIoT端末に同時にデータを送信するシステムを使用することを提案。
個人	放送	地上4K放送の早期実現のために活用すべきとの提案。
個人	放送	地域向けデジタルコミュニティ放送として利用する企画を参考として提案。
個人	放送	地上デジタルラジオ試験放送に利用すべきではないかとの意見。
個人	放送	地上放送の高度化に使用されることを希望する意見。また、残存する従前の旧アナログテレビ放送の受信設備が電波を受信・増幅すること等により、既存のテレビ受信機に影響を与えないよう配慮することを要望。

放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策について検討を行うため、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」を設置。

スケジュール

平成30年11月19日	第1回会合、放送跡地及びV-High帯域の現状等
平成30年12月～平成31年4月	第2回～第6回会合、提案募集の提案者ヒアリング等
平成31年4月26日	V-High帯域の活用方策に関する取りまとめ
令和元年11月～令和元年12月	第7回～第9回会合、放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)等
令和2年1月下旬(予定)	放送用周波数の活用方策等に関する基本方針取りまとめ

構成員

(分科会長) 伊東 晋	東京理科大学工学部 嘱託教授
(会長代理) 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
内山 隆	青山学院大学総合政策文化学部 教授
関根 かをり	明治大学工学部 教授
高田 潤一	東京工業大学環境・社会理工学院 教授
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
渡辺 久哲	上智大学文学部 教授

「放送を巡る諸課題に関する検討会」においてNHK及び放送番組センターからヒアリングを行うとともに、利用者の視点から(一社)全日本テレビ番組製作社連盟において行われたアンケート調査結果を共有し、NHKアーカイブの活用促進について検討を実施。

【NHKアーカイブスの活用状況】 NHK資料を基に総務省作成

1.保存されているニュース・番組

アーカイブ情報システムに保存されているニュース・番組 (平成30年度末時点)

	番組映像(件)	ニュース映像(項目)	ニュース原稿(本)
本部	84万6000	233万5000	141万7000
地域放送局	15万8000	565万6000	
全国計	100万4000	799万1000	

2.活用事例

- ・ニュースや番組での映像素材(「NHK映像ファイル あの人に会いたい」等で活用)
- ・番組の再放送(「あの日 あのと き あの番組」「プレミアムカフェ」 「4Kでよみがえるあの番組」新日本紀行」等で活用)
- ・外部への提供(国内外放送事業者等、企業団体等での教育・研修、イベント上映等)

その他(公開)

番組公開ライブラリー

- ・無料で視聴可能(テレビ、ラジオ番組1万本以上)
- ・全国のNHKの施設57か所に設置
- ・全国での利用者は年間13万人、2003年からのべ266万7000人(2019.11現在)

アーカイブスポータル

- ・番組 ニュース 人物 地域 時代 五輪 戦争 震災 素材のテーマ別に約2万3千本の動画クリップをインターネットで公開
- ・サイトは月間100万人が訪問

ティーチャーズ・ライブラリー

- ・年間貸し出し件数 約3000件

学術利用トライアル

- ・累計研究者数 約180組

回想法ライブラリー

- ・貸し出し施設数 約10,000施設

【構成員からの意見】

- 将来に渡って、過去の番組等を有効利用するには、アナログ情報は品質劣化すること、また、最先端のデジタル処理技術を駆使することによって、色の再現性や映像品質の向上が期待されることから、是非デジタル化を着実に進めていただきたい。
- 海外にいる日本人は、NHKオンデマンド等の過去の番組を視聴することはできない。海外に提供すると、権利処理が難しいということであるが、海外在住の日本人のニーズはあると思われる。NHK制作のドキュメンタリー番組等の対応しやすいものからでいいので、日本のことを世界に知ってもらおうという観点からも、海外への公開についても取組みを進めていただきたい。

【NHKアーカイブス利用者アンケートの概要】

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第22回会合 全日本テレビ番組製作社連盟提出資料より作成

- ・利用金額が高い。
- ・検索内容をデータでUSB等にアウトプットできるようにしていただければ、紙で大量にプリントアウトする必要がなくなる。
- ・検索時間の改善。
- ・検索ワードをピックアップする機能の追加。
- ・番組の詳細画面について、サムネイル、ナレーション、テロップ、権利情報などを表示する表の形式の改善。
- ・権利報告書は重要な資料なので、本来ならフォーマットや内容を徹底した方が良い。
- ・使用映像の権利処理をNHK側でしてもらいたい。
- ・二次利用などの際の著作権情報が詳しく記載されていない番組が多い。
- ・完パケ・白・同録等の素材表記が独特でどれがどれだか分かりづらい。
- ・動画で素材などが試写できるようになって、とても活用がし易くなったが、試写をするための長時間利用者が多くなり、待ち時間が増えたという印象がある。
- ・貴重な映像なので、一般向けに公開する公共の場所があってもいいのではないか。
- ・アーカイブ登録している製作会社のスタッフも、著作権情報がアーカイブ内だけではなく、外からも見られるようにしてほしい。
- ・許諾先や引用使用している動画部分など、細かく書かれているので助かる。
- ・以前に比べてシステムも使いやすくなったし、レスポンスが早くなった。

近年の技術発展やブロードバンドの普及など視聴者を取りまく環境変化等を踏まえ、放送に関する諸課題について、日本の経済成長への貢献や市場・サービスのグローバル化への対応、視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うため、平成27年11月から開催。

1. 検討の背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス(機器)によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として開催。

2. 構成員

多賀谷 一照 (千葉大学名誉教授) 【座長】

新美 育文 (明治大学名誉教授) 【座長代理】

(第11回~)

伊東 晋 (東京理科大学理工学部嘱託教授)

岩浪 剛太 (株式会社インフォシティ代表取締役)

大谷 和子 (株式会社日本総合研究所執行役員法務部長)

奥 律哉 (株式会社電通総研フェロー)

(第1回~第9回)

川住 昌光 (株式会社日本政策投資銀行産業調査部長(当時))

(第10回~)

竹ヶ原啓介 (株式会社日本政策投資銀行執行役員
産業調査本部副本部長)

北 俊一 (株式会社野村総合研究所パートナー)

清原 慶子 (ルーテル学院大学客員教授(前三鷹市長))

(第11回~)

小塚 莊一郎 (学習院大学法学部教授)

近藤 則子 (老テク研究会事務局長)

宍戸 常寿 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

末延 吉正 (ジャーナリスト・東海大学教授)

鈴木 陽一 (国立研究開発法人情報通信研究機構耐災害ICT研究センター長)

(第11回~)

瀬尾 傑 (スマートニュースメディア研究所所長)

長田 三紀 (情報通信消費者ネットワーク)

三尾 美枝子 (弁護士)

三友 仁志 (早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)

三膳 孝通 (株式会社インターネットイニシアティブ 技術主幹)

【放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの見直し等】

総務省では、平成30年10月から「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」(座長:舟田正之 立教大学名誉教授)を開催し、令和元年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)を公表。

また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出。

【中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備等】

放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業を実施し、放送事業者と番組制作会社の間などにおける放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を令和元年11月から試行的に開設。令和2年度予算においても本件施策を実施予定。

1. 背景及び対象

下請代金支払遅延等防止法の対象である「情報成果物作成委託」に係る取引の適正化に対応するため、平成21年2月に策定。
対象：地上テレビジョン放送、衛星放送、有線テレビジョン放送等を行う放送事業者

2. ガイドラインの目的

放送コンテンツ製作に関するインセンティブ向上を図り、もって、我が国における放送の発展を目的とする。
自由な競争環境を整備しながら、番組製作会社のコンテンツ製作に係るインセンティブや創意工夫の意欲を削ぐような取引慣行の改善及び番組製作に携わる業界全体の向上を目指す。

3. 主な内容

ガイドラインに主に記載している項目

- 1 書面の交付
- 2 取引価格の決定
- 3 著作権の帰属
 - (1) 著作権の帰属、窓口業務
 - (2) 放送番組に用いる楽曲に関する取引
 - (3) アニメの製作に関する取引
- 4 取引内容の変更・やり直し
- 5 その他
 - (1) 下請代金の減額
 - (2) 支払期日の起算日
 - (3) 契約形態と取引実態の相違
 - (4) トンネル会社の規制
 - (5) 下請事業者の振興のための取組

問題となり得る取引事例

【具体例】

発注書の書面交付が行われていない場合があった
取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった
著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった

望ましいと考えられる事例

【具体例】

放送番組製作委託契約の際、書面が交付されていない場合は、アラートが表示されるシステムを導入している
製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている

参考：ガイドライン策定18業種

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建設業、トラック運送業、建材・住宅設備産業、放送コンテンツ、鉄鋼、化学、紙・加工品、印刷、アニメーション制作業、食品製造業(豆腐・油揚げ)、食品製造業(牛乳・乳製品)

1 目的

良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する観点から、放送事業者と番組製作会社との間の放送コンテンツの適正な製作取引を一層推進するため、総務省及び民間における関係の取組について、専門の見地から助言を得ること等を目的として、学識経験者等で構成される会議を開催する。(情報流通行政局長の会合として開催)

2 主な検討事項

- (1)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」のフォローアップ調査結果に対する評価・分析及び次回調査内容に係る助言
- (2)総務省による取引実態調査(ヒアリング調査)の結果に対する評価・分析
- (3)「放送コンテンツ適正取引推進協議会」における推進計画の自己点検等に係る連携
- (4)「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しなど放送コンテンツの適正な製作取引を促進するために講ずべき措置

会議は原則非公開。議事概要や公開可能な資料を事後にHP上で公開。

3 スケジュール

- 平成30年10月 設置(10月29日(月)第一回会合開催)
12月 論点整理
平成31年 2月 よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト策定
令和元年 7月 第一次取りまとめ
(以降、定期的に開催)

取りまとめを受けて、令和元年8月9日(金)に改訂済みの「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第6版)を公表

4 構成員 (敬称略)

座長	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
座長代理	新美 育文	弁護士(明治大学名誉教授)
	上杉 達也	パートナー弁護士(TH総合法律事務所)
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授
	酒井 麻千子	東京大学大学院情報学環准教授
	長谷河 亜希子	弘前大学人文社会科学部准教授

(オブザーバー)

- ・公正取引委員会事務局経済取引局取引部企業取引課
- ・文化庁長官官房著作権課著作物流通推進室
- ・経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課
- ・中小企業庁事業環境部取引課
- ・放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局
(日本民間放送連盟及び全日本テレビ番組製作社連盟)

5 ワーキンググループ (敬称略)

主任	舟田 正之	立教大学法学部名誉教授
	内山 隆	青山学院大学総合文化政策学部教授
	音 好宏	上智大学文学部教授

【放送事業者、放送事業者関係団体】	【番組製作会社関係団体】
日本放送協会	(一社)全日本テレビ番組製作社連(ATP)
日本テレビ放送網(株)	(一社)全国地域映像団体協議会(NRA)
(株)テレビ朝日	(一社)日本動画協会(AJA)
(株)TBSテレビ	
(株)テレビ東京	
(株)フジテレビジョン	
(一社)日本民間放送連盟	
(一社)日本ケーブルテレビ連盟	
(一社)衛星放送協会	

- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの制作・流通を促進する等の観点から、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」を策定・改訂(令和元年8月9日公表)、放送事業者等にガイドライン遵守徹底の働きかけを実施する等の取組を推進中。
- 本取組の一環として、放送事業者と番組制作会社の間などにおける放送コンテンツの制作取引に関する個別具体的な問題について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口「放送コンテンツ制作取引・法律相談ホットライン」の専用サイトを開設。

放送事業者と番組制作会社の間のみに限らず、番組制作会社間や番組制作会社とフリーランスの方との間などを含む。

(令和元年度総務省予算事業)

名 称 : 放送コンテンツ制作取引・法律相談ホットライン

<https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

開設期間 : 令和元年11月28日(木)～令和2年2月28日(金)(3か月間)

相談対象 : テレビジョン放送(地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビ)の「放送コンテンツ」に係る制作取引に関する問題

(問題となり得る取引事例)

- ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
- ・取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。



相談方法 :

- 1) 上記専用サイトにある相談フォームに必要事項(相談内容、ご希望時間帯等)を入力・選択の上送信。
- 2) 相談者の希望の時間帯に総務省から委託を受けた相談担当弁護士から相談者に電話で連絡し、30分間の無料法律相談を実施。

6. 投資等分野

(3)放送を巡る規制改革(通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	インターネット同時配信の推進、通信・放送の枠を超えて新たな環境に対応したプラットフォーム・配信基盤の構築	<p>インターネット同時配信を推進するとともに、通信網・放送波の配信方式にかかわらず、視聴者にとってより利用しやすく、既存の放送事業者にとってより自由度の高い事業展開の選択肢が得られ、かつ新規参入がより円滑に可能となるよう、多様な事業者が利用できる新たなプラットフォーム・配信基盤を構築することを含めて、以下の措置を講ずる。</p> <p>e 放送大学の地上放送跡地、V-high帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p>	e: 平成30年度検討開始、平成31年度までに結論	総務省
19	新規参入の促進	<p>放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。</p> <p>a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。</p> <p>c V-high帯域について、現在、サービス提供を行う者が存在しておらず空き帯域となっていることから、総務省が本年2月に公表した意見募集結果も踏まえ、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。</p>	a: 平成31年度中に措置 c: 平成30年度中に検討・一定の結論	総務省

(4)放送を巡る規制改革(グローバル展開、コンテンツの有効活用)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
24	NHKアーカイブの活用	一般視聴者だけでなく他の放送事業者・コンテンツ事業者による活用なども視野に入れて、著作権者の権利を保護しつつ、一定分野のコンテンツについては、一定期間後には無料で開放することなどを含め、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。	平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る	総務省

(5)放送を巡る規制改革(制作現場が最大限力を発揮できる環境整備)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
25	制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善	<p>制作関連の取引、働き方など制作現場の更なる環境改善について、以下の措置を講ずる。</p> <p>a 番組制作に関わる取引について、総務省は実態調査(「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(第5版。平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査)を早急に行い、公正取引委員会及び中小企業庁はこれに協力する。特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情(外注に際しての価格交渉の実情を含む。)を明らかにする。</p> <p>c aの実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、取引の透明性向上と更なる適正化のため、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。</p> <p>d aの実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」(受発注双方の業界団体等で構成)で協力し、中立性・信頼性を有するコンプライアンス向上の体制整備(苦情申立て窓口の設置、違反・不適正と判明した場合の情報開示などを含む。)の必要性を検討する。</p>	<p>a:平成30年度早期に措置</p> <p>c,d:平成30年度中に設置し、平成31年度中に結論を得る</p>	総務省

放送法の一部を改正する法律 (令和元年法律第23号)について

趣旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(平成30年9月28日公表)等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの

改正の概要(成立:令和元年5月29日、公布:同年6月5日)

1. NHK関係(令和2年1月1日施行)

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが国内テレビ基幹放送の全ての番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に同業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のためのNHKグループに関する情報提供に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表、パブコメ手続等に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係(令和2年3月31日施行予定)

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定(認定の更新を含む。)要件に、総務省令で定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。

1月15日に届出のあった令和元年度及び2年度のインターネット活用業務の実施計画において示された常時同時配信等の提供予定は以下のとおり。

常時同時配信等は利用者に対価を求めることなく実施される。

ただし、受信料制度との整合をとる観点から、受信契約が確認できない者に対しては、常時同時配信の画面上に受信契約を確認するための情報提供を求めるメッセージを表示し、見逃し番組配信を利用不可とすることとしている。

	令和2年		令和3年	
	令和元年度	令和2年度		
	3月	4月	1月	4月
常時同時配信 ¹	試行的実施 (原則7時-24時)	常時同時配信の提供 (原則6時-24時 ²)		
見逃し配信 ¹	試行的実施 (放送終了時刻から7日間)	見逃し配信の提供 ³ (放送終了時刻から7日間)		

1 総合テレビ・教育テレビの放送番組を対象とする。

2 常時同時配信については、令和2年4月1日から当分の間、提供時間を限定して行う。

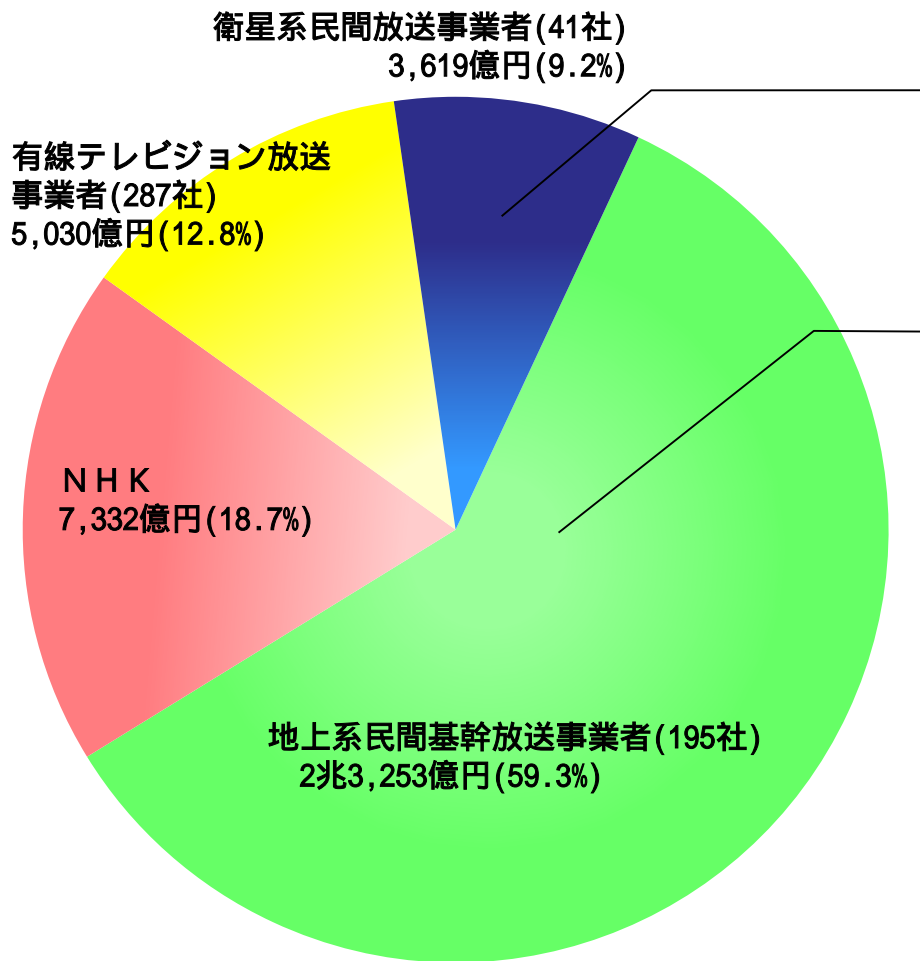
3 令和2年度中には、全国向けに再放送した地方向け放送番組を見逃し配信で提供開始する。

日本の放送の現状と課題

放送メディアの市場規模

- 放送メディアの市場規模は、平成30年度において、3兆9,234億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が59.3%、NHKが18.7%、有線テレビジョン放送事業者が12.8%、衛星系民間放送事業者が9.2%を占めている。

放送メディアの収入 平成30年度 3兆9,234億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

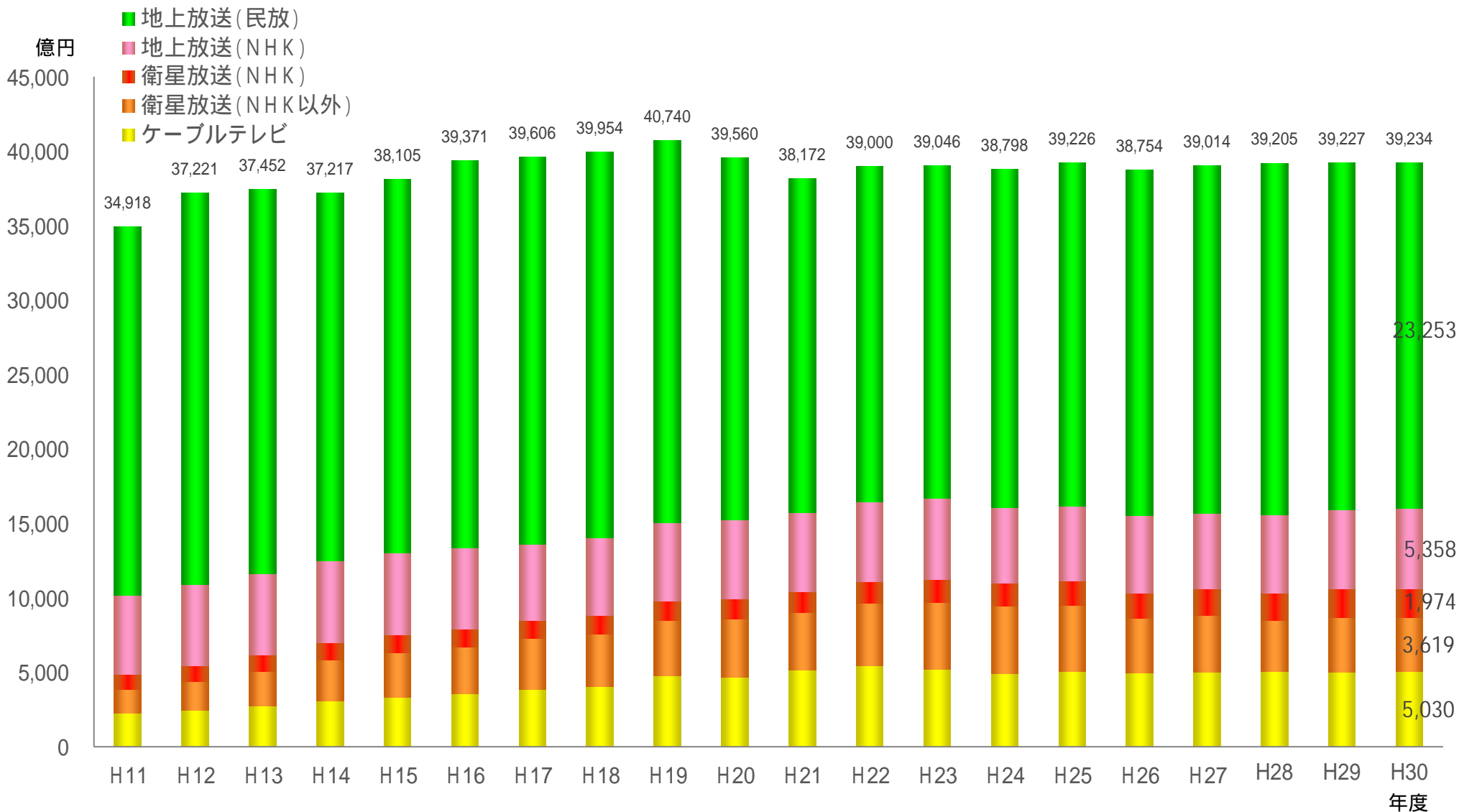
衛星基幹放送 (BS放送) (22社)	2,181億円 (5.6%)
衛星基幹放送 (東経110度CS放送) (20社)	789億円 (2.0%)
衛星一般放送 (4社)	649億円 (1.7%)

【地上系民間基幹放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (95社)	1兆9,357億円 (49.3%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (32社)	2,768億円 (7.1%)
その他()単営 (68社)	1,129億円 (2.9%)
... AM (15社)、短波 (1社) 及び FM (52社)	

- (注1) ()内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が4社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、総数(41社)とは一致しない。

放送の市場規模は、かつては4兆円を超えていたが、リーマンショック(平成20年度)後に4兆円を割り込み、以後、概ね横ばいで推移。



<p>1. NHK関係</p>	<p>NHK常時同時配信、ガバナンス</p> <hr/> <p>その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等)</p>
<p>2. 放送サービスの高度化・多様化への対応</p>	<p>4K・8Kの推進</p> <hr/> <p>通信・放送の連携に伴う対応(インターネット配信基盤・環境)</p>
<p>3. 放送コンテンツのグローバル展開・有効活用</p>	<p>NHK国際部門の充実・抜本強化</p> <hr/> <p>放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等)</p> <hr/> <p>地デジの国際展開</p>
<p>4. その他</p>	<p>地域社会の安全・安心を支える取組(ローカル局の経営基盤の在り方等)</p> <hr/> <p>周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等)</p> <hr/> <p>コンテンツ製作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン、関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用、雇用類似の働き方等)</p> <hr/> <p>ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保</p> <hr/> <p>情報アクセシビリティの確保</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定。以下同じ。)における実施事項の概要
NHK常時同時配信、ガバナンス	<p>【放送法の改正】</p> <p>NHKの常時同時配信を可能とするとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実する「放送法の一部を改正する法律(令和元年法律第23号。以下「改正法」という。)」が成立し、令和元年6月に公布された(及び関連の規定は令和2年1月1日施行)。また、NHKの事業運営の「適正性」「透明性」「効率性」を確保するため、NHKグループの内部統制や子会社等の情報公開に関する改正放送法の解釈等を示すガイドラインを整備した。</p>	<p>常時同時配信</p> <p>NHKは、常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施基準の変更案の認可を受け、実施に向けた準備を行っている。</p> <p>NHKグループの適正な経営の確保</p> <p>NHKは、改正法等を踏まえ、NHKグループにおける情報公開や内部統制の充実等に向けた規程の整備等を行っている。</p>	<p>NHKの常時同時配信の是非について早期に結論を得る。</p>
その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等)	<p>【三位一体の改革】</p> <p>○ NHK令和元年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見及びNHK平成30年度業務報告書に付する総務大臣の意見(以下「大臣意見」という。)において、協会の在り方について、国民各層や関係者の意見も幅広く聞きながら、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、引き続き実施することを求めた。特に、「NHK経営計画2018-2020年度」において、令和2年度は事業収支差金の赤字を見込んでいることから、既存業務の見直しに聖域なく徹底的に取り組むことを強く求めた。</p>		

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等) (つづき)</p>	<p>業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、コスト意識を持ち、業務の合理化・効率化、適正な給与水準・人員配置の確保等、従来指摘してきた事項について、取組を着実かつ徹底的に進めることを強く求めた。また4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方を含め、既存の業務の見直しについて、公共放送の担い手として真に適当なものであるか、早急に検討を進め、一定の結論を得ることを求めた。 	<p>業務について</p> <p>4K・8K放送の普及段階を見据えた衛星放送の在り方については、視聴者保護の観点を堅持した上で、現在の4波を「2K・4K・8K」の3波に整理・削減予定。</p>	
	<p>受信料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「NHK経営計画2018 - 2020年度」に盛り込んだ平成30年度の受信料収入見込みの6%相当の還元にとどまらず、受信料額の適正な水準を含めた受信料の在り方について、既存業務の見直しとともに不断に検討すること等を求めた。 	<p>受信料について</p> <p>NHKは、「NHK経営計画2018 - 2020年度」において、令和元年10月の消費税率引上げ時に受信料額を改定せず、地上契約と衛星契約を実質2%弱引き下げた。また、令和2年10月から、地上契約と衛星契約の2.5%引き下げを計画している。</p> <p>また、平成30年度以降、社会福祉施設への免除拡大、奨学金受給対象の学生への免除、多数支払における割引、受信設備設置月の無料化の、4つの受信料の負担軽減策を実施した。</p>	
	<p>ガバナンスについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員による不祥事が相次いで明らかになっていることについて、再発防止に向けたガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底に組織を挙げて全力で取り組むことを強く求めた。具体的には、改正放送法に基づきNHKグループの業務の適正を確保するための体制整備を適切に図ること等によりNHKグループ全体でのコンプライアンスの確保を強く求めた。また、子会社全体の在り方についても早急に結論を得て、その取組を着実かつ徹底的に進めること等を強く求めた。 	<p>ガバナンスについて</p> <p>平成28年3月の経営委員会による内部統制関係議決の改正を踏まえ、定期的な業務運営報告、上場企業に準じた内部統制報告制度の導入、公認会計士などの外部の所要の知見を有する者を監査役に就任させるなど、制度と人の両面から、体制整備を進めた。</p> <p>子会社について、平成31年4月1日、NHKアイテックとNHKメディアテクノロジーの合併を実施。また、NHKエンタープライズとNHKプラネットが令和2年4月1日合併予定。</p>	

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>その他(三位一体の改革、NHKアーカイブの活用、技術開発成果や設備の活用等) (つづき)</p>	<p>【NHKアーカイブの活用】 放送を巡る諸課題に関する検討会において、NHK及び放送番組センターからヒアリングを行うとともに、利用者の視点から(一社)全日本テレビ番組製作社連盟において行われたアンケート調査結果を共有し、NHKアーカイブの活用促進について検討した。</p>	<p>NHKは、NHKアーカイブを活用し、ニュース・番組制作や国内外の放送事業者等に対し、番組や映像素材を提供しているほか、航空機内での上映、企業・団体等での教育・研修、さらにイベント上映等での利用のための提供も行っている。</p>	<p>他の放送事業者等による活用なども視野に入れ、著作権者の権利を保護しつつ、より積極的な活用促進の方策について、関係者による検討の場を設ける。</p>
	<p>【技術開発成果や設備の活用】 大臣意見において、インターネット活用業務の実施に当たっては、民放等と連携・協力することを求めるとともに、改正法において、他の放送事業者との協力を努力義務として定めた。</p>	<p>NHKは、民放ラジオ局などが参加するインターネットラジオ「radiko」を経由したラジオ番組の提供を正式に開始(平成31年4月1日)した。 NHKは、改正法の趣旨に沿って、民放が提供する無料見逃し視聴サービスの「TVer」における番組提供を開始(令和元年8月26日)した。 NHKは、JOC DN(株)への出資(9,940万円)のため、総務大臣への認可申請(令和元年11月12日)を受け、総務大臣が令和元年12月18日に電波監理審議会に諮問し、同日認可が適当である旨答申を受け認可を行った。令和2年1月の出資を予定。</p>	<p>新たなプラットフォーム・配信基盤の構築に向けた環境整備を行う観点から、必要に応じたNHKの技術開発成果や設備の活用の在り方について検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
4K・8K放送の推進	<p>新4K8K衛星放送に係る周知広報について、関係団体・事業者と相互に連携して推進するため、「4K・8K放送推進連絡協議会」を開催し、各主体の取組状況や課題等について情報共有・議論を実施。また、衛星放送受信設備の中間周波数の漏洩対策補助事業(令和元年度予算9.1億円)やケーブルテレビネットワークの光化促進に係る補助事業(令和元年度予算43.1億円)を行うことで、新4K8K衛星放送の受信環境整備を推進。なお、衛星放送受信設備の中間周波数の漏洩対策について、今年度末までとされた補助期間について、2年間の延長に向けた調整を進めているほか、ケーブル光化促進について令和2年度も継続予定。</p>	<p>(一社)放送サービス高度化推進協会は、新4K8K衛星放送開始(1周年)セレモニー等の開催、スポットCMやポスター等の制作・配布を行うなど周知広報活動を実施。衛星放送事業者各社は、4K・8Kコンテンツを制作。受信機メーカー各社は、新4K8K衛星放送に対応したチューナー内蔵テレビ等の販売を通じて受信環境の整備を推進。(新4K8K衛星放送対応受信器出荷台数:270.7万台(令和元年11月末))</p> <p>ケーブルテレビ事業者は、新4K8K衛星放送に対応したSTBの配布や補助事業の活用等を通じて受信環境の整備を推進。</p>	
通信・放送の連携に伴う対応(インターネット配信基盤・環境)	<p>[インターネット配信基盤・環境] 平成30年6月から、民放キー局、ローカル局及び関係事業者が、インターネットで迅速・安定的・効率的に放送コンテンツを提供できる新たな配信基盤の構築に向け、災害情報配信や字幕重畳などの技術実証を実施。今後も引き続き実施予定。</p> <p>[ネット同時配信に係る権利処理の円滑化] 平成30年12月から開催している「ネット同時配信に係る権利処理に関する勉強会」において、放送事業者へのヒアリングを実施し、同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題を取りまとめた。令和元年11月に当該取りまとめを文化庁に提出し、文化審議会での検討を求めた。なお、運用面の改善として、令和2年度当初予算において、「ネット同時配信時代におけるコンテンツ権利処理円滑化事業」を実施予定。</p>	<p>放送事業者(NHK・民放)、通信事業者、両事業者の関係団体、有識者等から構成される検討の場「放送コンテンツ配信連絡協議会」を平成30年10月に設置。インターネット配信しやすい環境整備や配信基盤の構築がなされるよう、連携・検討を進めている。</p> <p>同時配信等に係る著作権隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、文化審議会著作権分科会「著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」において、令和元年12月18日から検討が開始された。</p>	<p>Society5.0時代に最新技術を活かして新たな成長戦略を描くため、産学官が連携・検討し、その上で、新たな配信基盤の構築に向けて、技術の実証を行う。</p> <p>また、NHK・民放ともにインターネット配信基盤の構築がなされるよう、検討の場の設定など必要な措置を講ずる。</p> <p>放送に関わる著作権制度の在り方について、必要な見直しを行う。運用を含めその他の課題については、必要な取組を行う。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
NHK国際部門の充実・抜本強化	<p>○ 大臣意見において、「NHKワールドJAPAN」について、多言語化、日本語教育番組や我が国・地域の実情・魅力を伝える番組の充実等を一層効果的かつ積極的に推進すること、取組成果となる認知度等について、具体的指標を早期に設定し、指標に基づいたPDCAサイクルの強化に努めること、訪日外国人の視聴拡大に向けた取組を進めること等を求めた。</p>	<p>多言語化 令和元年度から、NHKワールドJAPANのインターネット配信において新たにトルコ語を追加し、対応言語を18言語へと拡大させた。 平成31年1月から中国語話者への情報発信強化のため、ネットチャンネル「NHK華語视界」を開始した。 平成30年11月から、NHKワールドJAPANのアプリの地震・津波情報のプッシュ通知提供サービス(英語のみ)に、新たに中国語を追加。 令和元年6月から約3ヶ月、テレビ国際放送(英語のみ)のインターネットライブストリーミングにおいて、自動翻訳機能を用いて、中国語、タイ語等6言語の字幕を実験的に付与する取組を実施。 外部人材の活用 海外の放送機関からの専門家の招へい、IT業界の業務経験を有する人材の登用等を実施した。 外部制作コンテンツの活用 民放が制作した番組を、NHKワールドJAPANで特集番組として放送した。</p>	<p>NHKにおいて多言語化への積極対応、内外から優秀な人材の確保、民間制作のコンテンツの活用などの取組を進められるよう、所要の措置を講ずる。</p>
放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等)	<p>【番組制作等支援】 ローカル放送局等と、自治体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力し、訪日外国人観光客の増加や地場産品等の販路拡大を通じ、地域活性化等に資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信する取組及びこれと連動するプロジェクトを一体的に展開する取組の継続や国際番組見本市への出展に向けた支援を行っている。</p> <p>○ 日本の放送コンテンツ海外輸出額は、平成22年度以降、毎年増加を続け、平成29年度末で444.5億円(対前年度比13%増)となっており、令和2年度には500億円を目標としている。</p>	<p>令和元年度は、48件の国際共同制作の支援を通じ、全国のローカル放送局、番組制作会社等が、19の国・地域に番組を共同制作・発信している。</p>	<p>放送コンテンツの海外展開の支援事業を継続的かつより積極的に行う。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>放送コンテンツの海外展開の支援(番組制作等支援、違法コンテンツ対策、外国コンテンツ規制対応等) (つづき)</p>	<p>【違法コンテンツ対策】 特殊な動画編集が施されている違法放送コンテンツ等を特定する技術に関する調査研究について、令和元年11月から実施。令和2年度予算においては、SNSで投稿・配信される違法放送コンテンツを自動特定する技術に関する調査研究等を実施予定。 違法放送コンテンツ流通対策に関する情報共有等を図るため、日・ASEANワークショップを開催(第1回:平成31年4月、第2回:令和2年1月予定)。</p> <p>【外国コンテンツ規制対応】 第1回日中ハイレベル人的・文化交流対話(令和元年11月)において、日本側から、コンテンツ交流の健全な発展のため、外国コンテンツに対する規制の透明化及び緩和について要請した。</p>	<p>「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表について」(令和元年10月18日 内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)を踏まえ、関係省庁において連携し、複数の対策を段階的に実施。</p>	<p>海賊版・違法コンテンツ対策のため、違法コンテンツ削除要請などの活動を更に強化できるよう支援する。</p> <p>諸外国における外国コンテンツ規制については、官民による協議・交渉・対話の場を活用し、規制の緩和・撤廃を求める又は日本のコンテンツの自由な流通が確保されるよう、引き続き働きかけを実施する。</p>
<p>地デジの国際展開</p>	<p>地デジ日本方式を採用している各国の放送事情等を踏まえ、日本の経験・知見を活かしてデジタル移行を支援するとともに、日本企業のシステム展開を推進している。また我が国で開発中の地デジ高度化技術を用いた実証実験(予算要求中)を通じて、地デジ高度化日本方式の国際標準化に向けた採用国との連携強化を推進する予定。</p>	<p>(一社)電波産業会が、ブラジルの規格団体と地デジ規格に関する会合を開催。 (独)国際協力機構が、地デジ日本方式採用国に専門家を派遣し、技術的な支援を実施。</p>	

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
地域社会の安全・安心を支える取組 (ローカル局の経営基盤の在り方等)	<p>【経営基盤強化】</p> <p>「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」において、令和元年7月に中間とりまとめを公表し、その中で検討することとされたローカル局の経営基盤強化に向けた更なる方策について、令和2年3月末の取りまとめに向け検討を行っている。</p>		<p>民主主義の基盤として不可欠であるローカル局の経営基盤の在り方について総務省において検討する。その際、経営基盤強化のための規制や促進の在り方、免許の在り方など、併せて検討する。</p>
	<p>【ガバナンス】</p> <p>放送事業者において企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、平成30年11月に放送を巡る諸課題に関する検討会の下に設置した放送事業の基盤強化に関する検討分科会において、現状把握を行い、情報提供を実施した。</p>	<p>○ 民放連が、地上民放テレビ127社を対象に実施した、民間放送事業者の経営ガバナンスに関するアンケート調査結果を平成31年3月29日に送付し、ベストプラクティス等を共有した。</p>	<p>放送事業者において、企業価値向上や収益力向上の観点から、より一層、経営のガバナンスの確保に向けた取組がなされるよう、総務省において現状把握を行い、情報提供など必要な方策を検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>周波数の有効利用 (放送大学地上放送跡地・V - High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等)</p>	<p>【放送大学地上放送跡地・V - High帯域活用】 「放送用周波数の活用方策に関する検討分科会」において、V - High帯域及び放送大学の地上放送跡地の活用方策について検討を進めており、平成31年4月には、V - High帯域の利用に関する2度に渡る提案募集の結果等も踏まえ、「V - High帯域の活用方策に関する取りまとめ」を公表した。 V - High帯域を「放送サービスの高度化」、「IoT」、「通信サービスの高度化」のいずれか又は複数のシステムに割り当て、通信・放送融合型システムにも対応可能とするべく、「周波数割当計画」を改訂するとともに、実証実験の取組を加速するために、V - High帯域を特定実験試験局用の周波数として位置づけるための制度整備等を実施した。 放送大学の地上放送跡地の現在の利用状況に関する整理を行い、今後の活用方策について検討を進めているところである。 令和2年1月にV - High帯域及び放送大学の地上放送跡地の利用方策に関する基本方針の取りまとめを行うべく、「放送用周波数の活用方策等に関する基本方針(案)」について意見募集(令和元年12月18日～令和2年1月17日)を行っている。</p>	<p>V - High帯域において通信、放送及び自営の各サービス導入に関する実験が進行しており、実用化に向けた動きが顕在化しつつある。 放送大学の地上放送跡地においては、次世代の地上デジタルテレビジョン放送の規格策定に向けた取組が行なわれている。</p>	<p>放送大学学園の跡地の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、所要の方針の策定を行う。また、V - High帯域について、通信・放送融合時代における新たなサービス・ビジネスモデルの創出も視野に入れた活用方策を検討する。更に、放送大学の地上放送跡地、V - High帯域を、新たなプラットフォームへも活用する可能性について検討する。</p>
	<p>【利用状況等の調査】 平成31年度より「放送用周波数を有効活用する技術方策に関する調査検討」(技術試験事務)を実施中である。当該調査検討の結果を踏まえ、放送サービスの高度化やホワイトスペースの一層の利用拡大などの実現に向け、所要の技術基準の整備等を進めている。令和元年6月に、地上デジタル放送方式の高度化等に関する技術的条件について、情報通信審議会へ諮問したところである。</p>		<p>放送用周波数の更なる有効活用を図るため、総務省において利用状況の調査、有効活用のための方策の調査検討などを行う。</p>
	<p>【新規参入促進措置】 (BS放送新規参入関係) 平成30年11月に、既存の衛星基幹放送事業者の帯域の一部返上に係る(一社)衛星放送協会からの報告を踏まえ、平成31年3月～令和元年5月の間に新規参入等に係る公募を行い、同年9月の電波監理審議会の答申を経て、11月に新規事業者等の認定を行った。 (周波数使用基準関係) 衛星基幹放送の業務の認定(認定更新を含む。)要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する改正法が成立し、令和元年6月に公布された(衛星基幹放送関連の規定は令和2年3月31日施行)。改正法の施行に向け、当該基準を含む総務省令等の整備案について意見募集(令和元年12月14日～令和2年1月17日)を行っている。</p>	<p>(一社)衛星放送協会は、平成30年11月に協会加盟各社の帯域返上に係る意向を取りまとめ、総務省へ報告。</p>	<p>衛星放送のソフト事業について、衛星基幹放送の業務の認定及び5年毎の認定の更新に際して帯域の有効利用を検証する仕組みを導入する等、平成31年度中に所要の制度整備を行う。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>周波数の有効利用(放送大学地上放送跡地・V-High帯域活用、新規参入促進措置、新CAS機能等) (つづき)</p>	<p>【新CAS機能】 「新たなCAS機能に関する検討分科会」において検討を開始し、消費者を含む幅広い関係者から意見を聴取し、検討を行った。その結果、新たなCAS機能の在り方については具体的な要望等が顕在化していないことから、将来新たに顕在化した場合に改めて検討するとの報告書(令和元年9月)をとりまとめた。</p>		<p>新CAS機能について、十分に消費者に情報提供を行い、新たなCAS機能の今後の在り方について、消費者を含め幅広く関係者を集めた検討の場を総務省において早期に設置し、検討を促す。</p>
<p>コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン/関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用/雇用類似の働き方等)</p>	<p>【実態調査(フォローアップ調査等)の実施】 「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」平成29年度フォローアップ調査等の結果に基づき、平成30年10月から開催している「放送コンテンツの適正な制作取引の推進に関する検証・検討会議」が同年12月に行った論点整理等において、契約書・発注書の交付、取引価格の決定、著作権の帰属、取引内容の変更・やり直し等に係る放送事業者と番組制作会社との間における認識の差異の要因及び取引価格の実情を明らかにした。また、フォローアップ調査については、令和元年度も引き続き実施する予定。</p>	<p>「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成30年度自主行動計画に関するフォローアップ調査を実施した。</p>	<p>総務省は「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」(第5版 平成29年7月21日)フォローアップ調査等による実態調査を行い、特に、受注側と発注側の認識の差異の要因、番組制作に係る取引価格の実情を明らかにする。</p>
	<p>【ガイドラインの見直し】 上記の検証・検討会議において、フォローアップ調査の結果等を踏まえた議論を行い、令和元年8月に事前協議の重要性の強調やベストプラクティスの充実等を改訂内容とする改訂ガイドライン(第6版)を公表した。また、当該ガイドラインに規範性を持たせるため、放送事業者等に対して、下請中小企業振興法第4条に基づく助言として改訂ガイドライン遵守に係る要請文書を発出した。</p>	<p>「放送コンテンツ適正取引推進協議会」が、平成31年2月に、「よくわかる放送コンテンツ適正取引テキスト」を策定した。</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、「放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン」の見直しのほか、新たな取引ルールの策定(法的措置を含む。)に取り組む。</p>
	<p>【制作現場の環境改善・コンプライアンス向上】 放送コンテンツ制作取引における相談・紛争解決促進事業(令和元年度予算3千万円)を実施し、放送事業者と番組制作会社の間などにおける放送コンテンツの制作取引に関する個別具体的な問題について、弁護士に無料で法律相談できる窓口を試行的に開設した。令和2年度予算においても本件施策を実施予定。</p>		<p>上記実態調査を踏まえ、制作現場の環境改善・コンプライアンス向上を確保する方策について、総務省と「放送コンテンツ適正取引推進協議会」で協力し、コンプライアンス向上の体制整備の必要性を検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>コンテンツ制作環境の整備(制作取引適正化ガイドライン/関係法令(独禁法、下請法、労働関係法令)の厳正運用/雇用類似の働き方等) (つづき)</p>	<p>【改訂ガイドライン遵守に係る実態把握等】 改訂ガイドラインの遵守状況について、放送事業者及び番組製作会社に対し、公正取引委員会及び中小企業庁とも連携してヒアリング等の実態把握を進めており、発覚した問題点については、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う。 また、中小企業庁、厚生労働省と協力して、放送事業者及び番組製作会社を対象とする講習会等を開催するなど、改訂ガイドラインの周知に取り組んでいるところ。</p>	<p>民放連が全加盟者向けのガイドライン説明会を実施するなど、各団体において講習会を実施している。 また、「放送コンテンツ適正取引推進協議会」は、放送コンテンツの制作取引に係る研修会を開催するなど、改訂ガイドライン遵守のための取組を進めている。</p>	<p>上記実態調査を踏まえ、独禁法、下請法の違反の疑いのある事案があるときは調査を行い、法違反の事実が認められるときは、厳正な措置を講ずる。</p>
	<p>【雇用類似の働き方】 厚生労働省と連携し、番組制作事業者等に対するヒアリング等を通じて、放送制作現場の実態、課題の整理・分析を行った。その結果、契約締結時における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ等の事例が散見されたことから、令和元年6月、厚生労働省の有識者会議である「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」の中間整理において、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うこととされた。現在、厚生労働省において当該ツール案の作成作業中。</p>		<p>放送に係る制作現場でのフリーランスなど雇用類似の働き方について、実態等の整理を行い、雇用類似の働き方の保護等についての検討の材料にするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につき検討する。</p>

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保</p>	<p>○ 予算については、停電、豪雨災害等に弱いなど課題があるHFC方式のネットワークで事業を運営しているケーブルテレビ事業者について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、「ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業」を実施(ネットワークの光化については今後も取組を継続する予定)。</p> <p>そのほか、ケーブルテレビ事業者がネットワークの2ルート化等の整備を行う際の整備費用の一部補助を実施。</p> <p>また、地上基幹放送事業者が、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備や放送施設の予備設備の整備、自動起動ラジオの普及に資する災害情報等自動読上装置等の整備等を行う際に整備費用の一部補助を実施予定(災害情報等自動読上装置等の整備はコミュニティFM事業者に限る)。</p> <p>○ 制度面については、コミュニティFMは災害発生時において被災地の重要な情報伝達手段であることから、無線従事者の高齢化等によって担い手の確保が課題となっていることを踏まえ、平成31年1月、電波法施行令を改正し、無線従事者に求められる資格要件を緩和。</p> <p>○ 政府のサイバーセキュリティ戦略等を踏まえるとともに、多様化するサイバー攻撃や来年の東京オリパラへの対応等を見据え、今年度内に関係省令等に放送設備のサイバーセキュリティ確保に係る規定を整備する予定である。</p>	<p>○ ケーブルテレビ事業者が、補助事業の活用等により、ネットワークの光化を実施。ネットワーク光化率(加入世帯に占めるFTTH方式の加入世帯の割合)は年々向上しており、平成30年度においては24パーセントとなった。</p> <p>○ インシデント情報の共有等を目的としたNHKや民放等又はケーブルテレビ事業者等による組織が、それぞれ情報セキュリティに関するガイドラインを策定するとともに、セミナー等を通じて業界内の対策強化に努めている。</p>	

項目	総務省の取組	その他の取組	(参考)規制改革実施計画における実施事項の概要
<p>ネットワークの強靱化、安全性・信頼の確保 (つづき)</p>	<p>【AMラジオのあり方】 総務省の有識者会議である「放送事業の基盤強化に関する検討分科会」において議論し、以下のとおり令和元年8月、AMラジオ放送のあり方に関して取りまとめを行った。 ・ 令和5年の再免許時から、実証実験として一部地域でAM放送の停波を行う。 ・ 令和10年の再免許時まで、AM放送からFM放送への転換等を全国的に可能とする制度整備を行う。 ・ 令和2年秋頃までを目途に、FM転換等の実証実験に関する具体案を公表する。</p>		
<p>情報アクセシビリティの確保</p>	<p>平成30年2月、字幕放送、解説放送及び手話放送の普及目標を定めた指針を改定し、字幕放送・解説放送の数値目標の引き上げ等を行った(「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」)。また、字幕番組、解説番組及び手話番組の制作を行う放送事業者等に対して、これらの番組の制作費の一部助成を実施している。(令和元年度予算4億円)</p>	<p>「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に掲げられている目標の達成に向けて、放送事業者において取組が進められており、例えば、当該指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合は、 ・ NHK総合 97.4% ・ 在京キー局5局 99.8% 等 となっている。</p>	